

令和3年(ミ)第1号 会社更生事件

決 定

静岡県富士市上横割10番地

更 生 会 社 大 興 製 紙 株 式 会 社
管 財 人 綾 克 己

頭書事件について、当裁判所は、管財人の申立てにより、次のとおり決定する。

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、令和3年6月30日に認可された更生計画が遂行されたので、会社更生法239条1項1号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年9月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 朝 倉 佳 秀

裁判官 林 史 高

裁判官 山 田 悠 貴

これは謄本である。

令和3年9月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 西原 昊 載

